

速報

オンライン資格確認義務化 『経過措置』に伴う補助金の取り扱いについて

中医協は、12月21日、23日に総会を開催し、2023年4月に開始するオンライン資格確認義務化について、やむを得ない事情に該当する場合の経過措置や実質的に免除の対象となる条件を決定しました。12月26日（月）のFAX送信サービスで上記内容を案内したところですが、今回は経過措置に伴う補助金（医療提供体制設備整備交付金）の取り扱いについて整理しましたのでご確認ください。

●特例措置（補助率4/4【上限42.9万円】）で補助金を受ける条件

1. 2022年6月7日～同年12月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込む
2. 2023年2月末までにシステム事業者と導入に関する契約を締結する
3. 2023年3月末までに事業を完了させる（＝導入を完了させる）
※「2023年2月末までにシステム事業者と契約したが、導入に必要なシステム整備が未完了」の場合は、厚生局に来年3月末までに事前申請することで、導入完了日が2023年9月末まで延長される（経過措置の一例）
4. 2023年6月末までに交付申請を行う

※上記特例措置を受けるにあたり、**今年12月末までに特設サイト「オンライン資格確認・医療情報支援基金関係 医療機関等向けポータルサイト」にて顔認証付きカードリーダーを申し込む必要があります。**期限が迫っていますので、補助金の特例措置の適用を希望される場合はお早目にお申込みください。

≪紙媒体での申し込みについて≫

- ・前述のとおり上記サイトからの申請が必要としているところですが、先生方各々の状況などを鑑み、今からでも紙媒体でのカードリーダーの申し込みを特例的に受け付ける旨が厚労省より回答されました。
- ・使用する紙媒体については、この間、カードリーダーの申し込みを済ませていない医療機関を対象として、紙媒体での申請を受け付ける旨が記載された【**支払基金より申込みを促すダイレクトメール（以下、DM）**】が対象の医療機関宛に送付されています。そこには、12月16日までが申込期限として記載されていますが、そのDMに**当年12月末日までの『記入日』を記載することにより、オンライン資格確認の導入意思があるとみなされ特例措置の対象として取り扱われます。**
- ・なお、この場合でも早期の書面の返送が求められており、**遅くとも2023年1月13日（金）必着にて、支払基金に届くよう郵送する**必要があります。

※カードリーダーの申し込みが12月末までに間に合わない場合は補助金の特例措置の適応とならず、補助率3/4【上限32.1万円】となります。

上記内容は12月28日時点での情報をもとに作成しております。現在、経過措置に伴う補助金の取り扱い変更等については、来年1月にもポータルサイト等を通じて修正後の情報を整理される予定となっているため、改めて確認する必要がありますのでご注意ください。なお、オン資義務化の経過措置の取り扱いについては、12月26日（月）のFAX送信サービスをご確認いただくか、協会ホームページに掲載する予定のため合わせてご確認ください。

再掲 ●オン資義務化 免除の対象

⇒紙レセプトで診療報酬を請求している医療機関

●オン資義務化 実質的に免除の対象

1. 2024年秋までに廃止または休止することを計画している保険医療機関
2. その他特に困難な事情がある保険医療機関

例：自然災害等により継続的に導入が困難となる場合

高齢の歯科医師でレセプト取扱件数が少ない場合

（すべての常勤歯科医師が70歳以上でレセプト件数が月平均50件以下を対象とする見込み）

※65～69歳は個別に判断される